

## ～消費者被害情報～

「一緒に会社をやらないか・・・」  
人材募集だと思ったら、高額な研修の勧誘だった！

(平成26年5月14日)

相談事例 <失業中にSNSで見つけた人材募集、応募したところ…>

「新会社設立のため、人材募集中」という広告をSNSで見つけた。  
失業中だったので、チャンスだと思って応募したところ「有名な起業家の弟子」を名乗る人物の面接を受けることができた。

応募動機を話しただけで「合格」となったが、「社員になるためには研修を受ける必要がある。費用は自己負担」と言われ、40万円を支払った。

いつから研修が始まるのかなど詳しいことはわからず、問い合わせしても連絡がつかない。騙されたのだろうか。



ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 契約相手の事業者について、どのくらい知っていますか？

面接時に渡された名刺に、事業者の所在地や電話番号が記載されていない場合、という事例があります。担当者個人のメールアドレスや携帯電話番号しかわからないという状況では、詳細について問合せをすることができません。事業者の事業内容はもちろん、連絡先についてもきちんと確認しましょう。

★ 「採用」を口実にした契約・・・信じられますか？

「採用」を口実として、研修受講や情報商材購入等の契約をさせるような場合もありますが、業務のために必要な研修であれば事業者が費用を負担するのが一般的です。

★ 判断を急がされてもあわてずに。「儲け話」や「うまい話」にも要注意！

「今すぐに決めないと権利がなくなる」「これぐらいの判断ができない人は成功しない」などと言って、契約や支払いを迫る事例もあります。また、根拠の不明確な「儲け話」や「うまい話」を持ちかけられることもあります。

不審な点があるときには、どんなにせかさされても、その場ですぐに判断をせずに、事業者の評判などの情報も集め、時間を置いて冷静に判断しましょう。

★ 消費生活センターに相談を！

契約や支払いが済んでしまっても、あきらめずに、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター  
03-3235-1155(相談専用電話)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口で相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。